

医療局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

医療局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

医療局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則（昭和40年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職)</p> <p>第2条 法第39条第2項に規定する職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療局長、次長及び参事</p> <p>(2) 本庁の医師支援推進室長、総括課長、<u>システム管理室長、医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監、医師支援推進監、栄養指導監、主幹、技術主幹、担当課長及び特命課長</u></p> <p>(3) 県立の病院及び病院附属診療所の院長、統括副院長、副院長、救命救急センター長、<u>周産期医療センター長</u>、部長、脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、副脳神経センター長、副呼吸器センター長、副消化器センター長、副循環器センター長、副腎センター長、副小児・周産期センター長、科次長、室次長、地域診療センター長、副地域診療センター長、診療所長、参事、事務局長、主幹、技術主幹、事務局次長、総看護師長及び副総看護師長</p>	<p>(職)</p> <p>第2条 法第39条第2項に規定する職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療局長、次長、<u>理事、参事及び参与</u></p> <p>(2) 本庁の医師支援推進室長、総括課長、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監、医師支援推進監、栄養指導監、主幹、技術主幹、担当課長及び特命課長</p> <p>(3) 県立の病院及び病院附属診療所の院長、統括副院長、副院長、救命救急センター長、部長、脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、副脳神経センター長、副呼吸器センター長、副消化器センター長、副循環器センター長、副腎センター長、副小児・周産期センター長、科次長、室次長、地域診療センター長、副地域診療センター長、診療所長、参事、事務局長、主幹、技術主幹、事務局次長、総看護師長及び副総看護師長</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。